

■議案第86号 四万十町火葬場条例の一部を改正する条例について

【要旨】

現在の火葬受付時間は、午前9時から午後3時までとなっており、1日に最大6回（1炉3回）の体制である。

しかし、現在の受入れ体制では、連続で火葬する場合1時間と1時間30分の変則的な時間設定のため、待合室を二組が利用する時間帯では、非常に混雑し、外やロビーで待機する状況となっている。

過去3年間の利用状況では、朝9時開始を利用した火葬は1回、手術による肢体、改葬等の利用6回となっており、1日6回の火葬を行ったことは皆無の状況である。

今回の改正は、受入時間を①10時 ②11時30分 ③1時 ④2時30分 ⑤4時とし、待合室の混雑緩和と利用しやすい時間帯への変更を図るため、次のように改正を行うもの。

【改正内容】

第4条第2項中「午前9時から午後3時まで」を「午前10時から午後4時まで」に改める。

【新旧対照表】

改正後	改正前
(休業日及び受付時間) 第4条 (略) 2 斎場の受付時間は、 <u>午前10時から午後4時まで</u> とする。 3 (略)	(休業日及び受付時間) 第4条 (略) 2 斎場の受付時間は、 <u>午前9時から午後3時まで</u> とする。 3 (略)